

令和 7 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について

環境管理課

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により、都道府県知事は、毎年、公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成することとされていることから、令和 7 年度の測定計画を定めるものである。

※「公共用水域」とは、公共的に利用される水域や水路とされ、具体的には、河川、湖沼、港湾、沿岸海域等が該当する。

1 公共用水域の水質測定計画

（１）実施の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（２）実施機関

県、国土交通省、宮崎市外 12 市町

（３）測定項目

測定項目は、次のア～オの計 76 項目のうち、測定地点毎の特性（事業場などの立地状況、利水状況、過去の検出状況等）に応じて選定

ア 生活環境項目…生活環境の保全に関する項目（BOD、COD、大腸菌数等の計 13 項目）

イ 健康項目 …人の健康の保護に関する項目（カドミウム、砒素等の計 27 項目）

ウ 要監視項目 …公共用水域における検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準を設定せず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された項目（クロロホルム、PFOS 及び PFOA 等の計 27 項目）

エ 特殊項目 …水環境への影響に関する知見の集積が必要な項目（フェノール類、銅、マンガン及び全クロムの計 4 項目）

オ その他の項目…アンモニア性窒素、トリハロメタン生成能、ふん便性大腸菌群数、透明度及び全有機炭素（計 5 項目）

（４）測定地点

測定地点は、国土交通省、宮崎市外 12 市町による測定計画も考慮し、選定

表 1 水質測定実施機関別の測定地点数

実施機関	河川		海域		湖沼		計	
	6 年度	7 年度	6 年度	7 年度	6 年度	7 年度	6 年度	7 年度
県	122	122	38	38			160	160
国土交通省	24	24					24	24
宮崎市	31	27	4	4			35	31
12 市町	60	60	5	5	1	1	66	66
計 (延べ測定地点数)	237	233	47	47	1	1	285	281
実測定地点数	192	188	47	47	1	1	240	236

(5) 令和6年度計画との主な変更点

ア 測定地点の減少

- ・ 宮崎市が測定地点の一部（8地点）でローリング方式（2年で1巡）を導入することに伴い、4地点（清武川合流点、通山橋、佐代橋、知福橋）を削除する。

イ 測定地点の変更

- ・ 串間市の1地点（蔵元橋）が工事のため採水できないことから、上流の代替地点（和田河原橋）に変更する。

(6) その他

常時監視で環境基準値等を超過した場合のほか、事故や災害などで汚濁が発生するおそれがある場合についても、適宜、計画外での調査を実施する。

2 地下水の水質測定計画

(1) 実施の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 実施機関

県、国土交通省、宮崎市

(3) 調査区分

ア 概況調査

(ア) 有害物質使用事業場周辺調査

有害物質を使用している事業場の敷地内の井戸及びその周辺の井戸について実施する調査

(イ) 定点調査

経年的なデータを収集するために継続的に行う調査

(ウ) メッシュ調査（ローリング方式により実施）

県内全域の地下水質の状況を把握する調査

県全域を5kmメッシュに区切り、井戸が存在する165メッシュについて順次計画的に実施する。

イ 継続監視調査

過去の調査で汚染が判明した井戸の継続的な監視をする調査

(4) 測定項目

測定項目は、次のア、イの計49項目のうち、調査区分の測定地点毎の特性に応じて選定

ア 環境基準項目…人の健康の保護に関する項目（カドミウム、砒素等の計28項目）

イ 要監視項目…地下水からの検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準を設定せず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された項目（クロロホルム、PFOS及びPFOA等の計21項目）

(5) 測定地点

測定地点は、国土交通省及び宮崎市による測定計画を考慮し、選定

表2 調査区分・実施機関別の測定地点数

調査区分		測定機関	測定地点数	
			6年度	7年度
概況調査	有害物質使用事業場 周辺調査	県	18	16
		宮崎市	9	9
		計	27	25
	定点調査	国土交通省	2	2
		宮崎市	1	1
		計	3	3
	メッシュ調査	県	44	44
		宮崎市	2	2
		計	46	46
	小計		76	74
継続監視調査		県	29	32
		宮崎市	16	16
		計	45	48
合計			121	122

(6) 令和6年度計画との主な変更点

ア 測定地点の増減

(ア) 概況調査

- ・ 県で実施している有害物質使用事業場周辺調査の2地点（西都市、木城町）を廃止する。

理由：当該事業場の廃止のため。

(イ) 継続監視調査

- ・ 県の測定地点に西都市の3地点を追加し、P F O S及びP F O Aを測定する。

理由：令和5年度及び6年度の県の調査においてP F O S及びP F O Aの暫定指針値超過が確認された地域のモニタリングのため。

イ 測定項目の増加

(ア) 概況調査

- ・ 有害物質使用事業場周辺調査で宮崎市が測定する1地点について、P F O S及びP F O Aの測定を追加する。

理由：ふっ素使用歴のある工場について順次調査を行うため。

(7) その他

概況調査や事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために「汚染井戸周辺地区調査」を実施する。